



北海道の風景には啄木の心情が今なお伝わって旅する人々に啄木を思い出させる。

58

# 北海道行政書士会報

発行所  
札幌市南1条西5丁目  
(愛生館ビル)  
北海道行政書士会  
T (51) 407 5番  
振替口座小樽8224  
印刷所  
株式会社 正文舎印刷所  
札幌市菊水西町2丁目  
T (811) 7151 ~ 3番

道、道置  
北流  
日本  
共  
在定

第五七号  
第五八号  
会報 もくじ

日「一才理第所」  
安富ビ一日日日

- 一、会務報告……………2
- 一、交通専門部会  
運営委員会……………3
- 一、行政書士研修会……………4
- 一、支部だより……………5
- 一、日行連関係……………6
- 一、行政書士試験について……………7
- 一、業務資料……………8
- 一、編輯後記……………10



とき 昭和46年5月22日、午後1時30分  
 ところ 釧路市浦見町2丁目三吉会館

**支部だより**

**釧路支部定時総会**

- 順序
- 1 開会宣言
  - 2 支部長あいさつ、代理大沢氏
  - 3 本会会長祝辞：代理 星副会長

趣旨 この研修会は、本年度の事業計画に基づき行政書士専門的分野確立のため、現在、社会に激増の一途をたどる、交通事故問題について、交通事故取扱員として、高度の専門知識を修得し、業務の向上を図り社会に寄与せんとするものである。

(第2日)

幹部研修会

- 1 行政書士法
- 2 北海道行政書士会の会則
- 3 組織と運営

趣旨 最近の社会の動向に伴い、国民の経済活動の上に必要な諸手続は、特に複雑化し、高度な知識を要求されこれら業務を取扱う行政書士の資質向上が期待されて今般の法改正によって法人格が附与されるに至ったものである。この幹部研修会は、行政書士業務の社会的責任の重要度を再認識して、社会の需要に即応する業務の改善進歩を図り、会員指導に当るため、法令、会則は勿論、会の組織や運営上の諸問題について研究討議をなし、法改正を契機として、強化な推進を図らんとするものである。

※内容については北海道行政書士研修会資料を参照

**旭川支部定時総会**

とき 昭和46年6月21日午後1時  
 日 旭川市常盤町 旭川労働会館

- 開会次第
- 1 開会の辞：西川正信
  - 2 支部長挨拶：荒支部長 挨拶
  - 3 来賓の祝辞：北海道行政書士会会長
  - 4 議長(副議長)の選任：伊林氏議長となる
  - 5 議事録署名員指名
  - 6 物故者の冥福を祈る黙禱
  - 7 報告
- (イ)昭和45年度事業報告  
 (ロ)昭和45年度収支決算報告

- 1 昭和46年度事業計画案
  - 2 同 収支予算案
  - 3 本会代議員選任  
細木貞次、前田紀久男選任さる
  - 4 新会員紹介  
物故会員(遺族)の黙とう
  - 5 議長選任
  - 6 議事
  - 7 報告  
1 昭和45年度会務並びに事業経過報告  
2 同 収支決算報告並びに監査報告
  - 8 議案  
1 昭和46年度事業計画案  
2 同 収支予算案  
3 本会代議員選任  
細木貞次、前田紀久男選任さる
  - 9 来賓祝辞  
釧路支庁長、釧路市長  
釧路管内町村会長
  - 10 閉会宣言  
動議提出
- 執行部より動議提出、支部長より辞任届が提出されているのでその後任に森谷嘉一郎氏を選任した。

**十勝支部定時総会**

とき 昭和46年4月10日、午後1時  
 日 帯広市西5条南8丁目 労働会館 2F

- 出席者 約23名
- 来賓者 北海道行政書士 渡辺 慶吉
- 議長 第1号、昭和45年度事業経過報告  
 第2号、 決算承認の件  
 第3号、昭和46年度事業計画案  
 第4号、 子算案  
 第5号、会則(旅費、用費規定変更)一部変更について
- 役員改選について
- 支部長 田中 喜吉  
 副支部長 久我 豊治  
 理 事 天野 晴清  
 柴山 信一郎  
 福原 英雄  
 村瀬 中興  
 田中 譽博  
 米倉 根礼一郎  
 山根 礼一郎

事故経過状況調書

交通事・故 処 理 票

昭和 年 月 日 受付  
 受託番号 号

請求別	年月日	請求年月日	金額	受領印
仮 渡 金	年 月 日		円	年 月 日
内 払 金 ①	" " "		" " "	" " "
内 払 金 ②	" " "		" " "	" " "
内 払 金 ③	" " "		" " "	" " "
本 請 求	" " "		" " "	" " "

保険会社名		住所		連絡先 電話	
保険証明書番号	第 号	住所	氏名及令 性別年齢	男 女	才
住所	氏名				
被保険者	被保険者	住所	氏名	連絡先 電話	才
種 別	府県別				
自動車	登録番号 又車両番号	住所	氏名	連絡先 電話	才
	車台番号				
保有者	保有者	住所	氏名	連絡先 電話	才
運転者	運転者	住所	氏名及令 性別年齢	男 女	才
保有者の係 と関係	保有者の係 と関係				
保険期間	自昭和 年 月 日 午前12時 至昭和 年 月 日 午後 時 分				
事故の年月日	昭和 年 月 日 午前 時 分				
事故発生場所					
病院 ① ② ③ ④	取 扱 警察署				
請求者	被保険者 加害者	住所 氏名			
見 取 函	状況説明				
備考					

診療費関係

支払月日	通期	院間	延日数	診療日数	入院日数	通院日数	治療費	病院名
年月日	年月日	年月日						

その他支払関係

支払月日	補期	償間	休業補償	慰謝料	交通費	付添費	雑費	コルセット その他
年月日	年月日	年月日						

**北海道行政書士研修会**

とき 昭和46年6月9日、10日  
 ところ 蛇田郡洞爺湖温泉町、温泉ホテル会議室  
 研修会プログラム  
 (第1日)

- 1 交通専門部会の研修
- 2 交通専門部会について
- 3 交通事故取扱取制度
- 4 交通事故処理業務の実際

依 頼 書

昭和 年 月 日  
 住所 氏名

殿に昭和 年 月 日、10日の北海道行政書士研修会の運営方法に就いて、受付、会場設営、記録、部室わり等を協議した。

長谷川、大飼、成田、木川、成沢、三浦、佐藤

三浦純一  
監事 豊田春男  
鈴木一雄

空知支部定時総会

日時 昭和46年4月18日、午前10時  
 場所 岩見沢市 白樺食堂、3F  
 出席者 約30名  
 来賓 北海道行政書士会長、渡辺慶吉  
 順序

- 1 支部長挨拶
- 2 来賓祝辞：渡辺会長
- 3 議長選出：松田五郎氏議長となる  
記録員、署名員を議長より指名
- 4 報告
- 5 昭和45年度業務報告
- 6 昭和45年度収支決算報告  
一括して原案通り承認
- 7 昭和46年度業務計画案：後藤勲氏  
昭和46年度収支予算案：今村支部長  
一括上程原案通り可決
- 8 協議事項
- 9 未納会費納入方依頼について  
未入会登録者の入会勧奨方について  
非行政書士の対策について  
以上3項に就いて説明あり実行することに決定
- 10 北海道行政書士会代議員選出の件  
尾関時男、得能幸雄、柴田克之、
- 11 閉会

札幌支部定時総会

日時 昭和46年5月29日、午後1時

(総務部)………運営細則規定  
 (経理部)………目標の決定  
 以上

昭和46年行政書士試験

北海道告示第二二四〇号

行政書士法第14条の規定により、昭和46年行政書士試験を次のとおり実施する。

昭和46年7月17日

北海道知事、堂垣内尚弘

- 一、試験場所  
札幌試験場、札幌市北3条西6丁目  
旭川試験場、旭川市6条通10丁目  
上川支庁  
釧路試験場、釧路市浦見町2丁目  
釧路支庁
- 二、試験期日  
昭和46年10月1日(金曜日)
- 三、試験科目  
次の各科目について筆記試験を行なう。  
(1)法令試験  
憲法、行政法、民法(親族相続に係る部分を除く)、法字概論、行政書士関係法令等について択一により行なう。  
(2)一般常識  
行政書士として必要な一般知識について択一式により行なう。  
(3)作文

四、受験資格  
 (1)次のア又はイのいずれかに該当する者  
 ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)によ

札幌市南3条西5丁目 三川屋会館

日行連関係

- 1 支部長挨拶
- 2 議事  
昭和45年度事業承認の件  
昭和45年度決算  
昭和46年度事業計画案  
昭和46年度収支予算案審議

日行連定時総会

日時 昭和46年5月14日、午後1時  
 場所 東京都文京区根津 丁目 弥生会館 2F  
 出席者 渡辺会長、藤山、星、細木、黒島、石川……以上5人代議員

- 一、議事  
第1号議案、昭和45年度事業報告承認の件  
第2号議案、昭和45年度収支決算報告承認の件  
第3号議案、昭和46年度事業計画審議の件  
第4号議案、昭和46年度収支予算案審議の件  
審議途中に於いて現執行部役員全員の辞職届が提出されたので各議案共附帯決議を付し、新役員に於いて再審議の上、新執行部役員に委任することにして承認  
第5号議案、現役員総辞職に伴い、役員全員の選任の件  
選考委員により左記の新役員を選任  
新役員  
会長 鈴木 金蔵(栃木県会)  
副会長 種本 次左(兵庫県)  
" 大津 正明(東京都副会長)

日行連事務の引継会

日時 昭和46年6月25日、正午  
 場所 東京都日行連事務局  
 出席者 (新役員) 鈴木会長  
藤山、種本、大津、副会長  
(旧役員) 橋本前会長  
大倉前常任理事

事務の引継を完了

第一回理事会

日時 昭和46年6月28日、午後1時  
 場所 東京都、中小企業会館 8F  
 議題 常任理事と事務分掌  
各部を総括担当する副会長  
総務部 種本 次左(神戸)  
企画部 藤山 利夫(北海道)  
経理部 大津 正明(東京)  
法改正に伴う所要規定整備のため、次の特別委員会を設置  
会則改正特別委員会：構成員7名  
報酬基準額策定特別委員会：構成員7名

第一回部長会議

日時 昭和46年7月13日、15日  
 場所 日行連事務局並びに鳳明館  
 議題 (企画部)………(1)46年度事業の推進目標

る高等学校を卒業した者、その他同法第36条第1項(大学入資格)に規定する者  
 イ 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間がこれを通算して3年以上になる者  
 (2)次のアからウまでのいずれかに該当する者であらかじめ知事の受験資格の認定を受けた者  
 ア 行政書士の補助者として、その職に通算して3年以上に従事した者  
 イ 公団、各種協同組合等の職員として、行政事務に準ずる職に通算して3年以上従事した者  
 ウ ア又はイに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認められた者

- 五、受験願書の受付期間  
昭和46年8月20日から昭和46年9月18日まで  
(平日は午後5時、土曜日は午後0時30分まで)  
なお郵送の場合は、受付期間中の消印あるものに限り受け付ける。
- 六、受験願書及び受験資格認定申請書の提出先  
(1)受験願書  
札幌市北3条西6丁目  
北海道総務部地方課  
(2)受験資格認定申請書  
もよりの支庁地方部総務課。
- 七、受験願書提出手続  
受験しようとする者は、行政書士試験願書に所定の事項を記入し、次の書類および受験手数料を添えて知事に提出し、受験票の交付を受けること。なお郵送により提出する場合は封筒の表に「行政書士試験受験願書在中」と朱書きし、あて先を明記して15円切手をはった返信用封筒を同封すること。
- 八、受験資格認定手続  
前記4の受験資格(2)に該当する者で知事の認定を受けようとするものは別記様式による受験資格認定申請書に次の書類を添えて知事(もよりの支庁総務課)に提出すること。  
(1)履歴書  
(2)学業証明書(最終学校の卒業又は修了証明書)  
(3)前記4の受験資格(2)に該当する者であることを証明する書類
- 九、合格者発表  
10月下旬の予定
- 十、その他  
(1)受験資格の認定は受験願書提出前に行なう必要があるため、すみやかに申請書を提出し、受験資格認定証の交付を受けること。  
(2)受験願書及び受験案内は、北海道総務部地方課又はもよりの支庁地方部総務課で交付する。  
なお、郵便による請求の場合は、あて先を明記し、15円切手をはった返信用封筒を必ず同封のこと。
- (3)受験についての問合せは、北海道総務部地方課(札幌市北3条西6丁目電話31111番、内線2352番、又は2357番)又はもよりの支庁地方部総務課地方係に行なうこと。



めるのは満一才以後である。

完全の応化には、このようなことでは尚二千年以上を要するのであろう。

第二頭の解剖学構造

頸部損傷を理解するためには、頭の構造をある程度知っておく必要がある。

「頭の支持構造」

頭の中心部には七個の頸椎椎体(脊椎骨の本体)と、これらのそれぞれから二対づつ突き出している関節突起によって作られている関節、隣接する椎体の間にあつて連結器とクッションの役目を果たしている椎間板、7個の椎体によりできた柱の前後面を、縦てに走る強い靱帯があり、そして椎体の両側から斜めうしろにカーブをえがいて内側へ向い、その中に脊髄を抱く形をしている椎弓が両側の椎弓が一つにとけ合つて後方に、とび出している棘突起とともに、大事な脊髄とこれから出る神経根(神経の根もと)を保護している。さらに椎弓の根部から横にとびだしている短い横突起には穴があり、それぞれの椎体横突起孔は、縦につながつて、その中を椎骨動脈が走っている。(東大整形外科河端教授著恐怖の実態治療と対策35頁)

(3) 所謂「障害等級学」の誕生

後遺症障害等級認定は医学上の

問題か? 法律上の問題か

この問題は法律上の所謂後遺症障害認定の問題であり、その認定は自賠責査定事務所が行うものである。(京都府立医大諸富博士説)

従つて等級の認定は、医師が行なうべきものでない。換言せば医師には法律上に於ては障害認定の権限もなければ義務もないのである。

その等級別の記載をしない医師もいる位である。(注)等級を上げることが要求する患者に対する防衛策にもなるので、

医師には、全然査定権もないものであることは患者に理解せしめるべきである。

患者は何等その等級の記載が診断書上にあつてもなくとも何等心配することはない。

査定事務所に於て査定にあたりては、医師の等級別の意見を何も鵜ノミにするものではない。亦それを基本とするものでもない単に参考にするに過ぎないものである。

査定事務所は、その独自(専門家)の立場で政令並に一定の査定基準に基き査定するのである。問題は事実(病症)の認定である。その事実の認定がキマれば、その事実(病症)に対し等級別の政令を適用すればよいのであるが、政令の解釈適用はオ手ノモノであるが事実(病症)の認定に対しては、コト高度専門の医学に属するので、従来は殆んど鵜ノミの状態であつたが最近では医学法学の両領域の隣接々触領域の深化と、その再編成即ち新しき統一によつて、新しき学問分野・領域即ち「障害等級学」が誕生(独立)したのである。それに伴い認識の道も分折綜合の一段階ごとに新たなる認識の道も拓け高まるのである。

弁護士も裁判官も、医学を知らずして、医学を論じなければならぬ。交通事故取扱いの書士も亦同様である。ただ査定事務所の査定係は、この新しき分野領域にそくして、即ち法学と医学の接点に腰をおろし、新しき分野を独立の科学として研究しその上、上手に査定しているのが現状である。

編輯後記

6月9日、10日両日に亘り蛇田町洞爺湖温泉に於いて開催の北海道行政書士研修会には、全道各地より多数ご参集下され、交通専門部会の実務及び行政書士法改正による新法の研讀に努められましたことは、ご同慶の至りです。

就きましては、この研修会の準備と後整理のため会報の発行が遅れて誠に申し訳なく思います。ここに57号、58号の合併号をお手元にお届けいたしますので悪しからずご了承をお願いいたします。

